<法人名:簡易保険福祉事業団> (1/1)

廃止の可否

廃止する方向で検討する。

(理由)

│ 簡易保険福祉事業団は、もともと国(旧郵政省)が行っていた加入者福祉施設の設置・運営業務の代行機関として設立された |ものである。郵政公社化に伴い、国とは別人格の組織である公社が設立されることから、同事業団を存続させる意義が消滅する |ため、公社に統合し、同事業団を廃止することが適当と考えられる。

なお、その際には、単に事業団の業務をそのまま移行するのではなく、郵政事業のより効率的な運営を図る観点から、下記のように業務全般についての大幅な見直しを行い、必要な機能に限定して公社に移行することを検討している。

民営化の可否

簡易保険福祉事業団の行う業務については、

資金運用事業については、郵貯・簡保資金の運用の一部を構成するものとして、国に代わって行っているものであり、加入者福祉施設の設置・運営事業については、簡易保険事業の一部として、国に代わって行っているものであることから、これらの業務の性格を考慮した上で、郵政事業の効率的な運営の観点から、十分な検討が必要と考えるが、加入者福祉施設の設置・運営事業については、いわゆる不採算施設の統廃合、組織・定員の徹底した削減・スリム化等の抜本的改革を行うとともに、できる限り民間活力を活用して運営の外部化を進める方向で検討を行っている。

なお、土地高度利用事業については、業務自体を廃止する方向で検討している。

廃止の可否

ポイント

公営企業金融公庫は、国の財政支出なしに、長期低利の資金を供給し、公共料金の抑制、地方財政の負担の軽減に寄与 廃止すれば、国の財政支出が減少しないにもかかわらず、公共料金の上昇や地方財政が悪化

(事業を純粋に廃止できない理由)

上下水道等の公営企業が、公共料金の抑制を図りつつ、計画的に経営していくためには、長期低利の資金が不可欠である。公営企業金融公庫は、地方公共団体のニーズに応じて、政府保証及び国の信用を背景とした信用創造機能により、市場から10年で調達した低利な資金をより長期の資金に切り替えて、公営企業等に供給しているところである。また、地方公共団体の必要な資金をまとめて調達することにより、債券の発行額の大型化が可能となり、調達コストの低減に寄与している。

(1/1)

公庫は、スリムな組織により効率的な運営を行っており、国庫補給金についても平成13年度に廃止したほか、財政融資資金の借入れもなく、国の財政支出がゼロとなっており、将来とも国の財政支出を受ける予定はない。政府保証については、貸付対象が地方公共団体であることから貸し倒れがなく、貸付債権が不良債権化することがないので、将来においても国の財政負担が生じるおそれもないところである。

一方、公庫の業務を廃止するとすれば、地方公共団体の資金調達コストは相当増加せざるを得ないと見込まれ、公共料金の上昇による住民負担の増加、地方財政の悪化をもたらす要因となる。こうした公共料金の上昇等に対しては別途、財政措置を講ずる必要が生ずるが、低利資金を調達すれば済むことに対し余計な手間や財政負担をもたらすものであり、行政簡素化・効率化の観点からも合理的とはいえない。

公庫は地方公共団体に対し資金供給のみを行う機関であり、事業の実施に係る判断を行う機関ではないため、公庫の存在が 地方公共団体のモラルハザードを招来するといった関係にはなく、特殊法人の見直しの目的に照らしてみて、事業の廃止や運 営主体の移管等を行う必要はないものと考える。

(事業を他の運営主体に移管して特殊法人等を廃止することができない理由)

地方公共団体が個々に直接市場から長期低利の資金を調達するには限界があること、 地方債資金は大量の資金を必要とすることから、地方債の資金量を調整するとともに相応の公的資金を確保することは、国の役割として位置付けられるべきものであり、現に財政投融資計画や地方債計画を通じて、国として公的資金を確保する仕組みがとられている。公庫資金は、このような公的資金を構成するものとして位置付けられ、財政融資資金とともに重要な役割を果たしているところである。

このように、公庫の業務は、国として果たすべき役割の一翼を担っているものであり、地方公共団体への貸付を取扱っていることをもって単純に地方の業務と考えるべきものではない。

また、仮に個々の地方公共団体が調達するとすれば、地方の資金調達コストが著しく増嵩するほか、長期の資金が調達できない地方公共団体が生ずることとなる。また、地方公共団体共同の業務として仕組むこととすれば、低利の資金の円滑な調達のため政府保証に代わる仕組みが必要となるが、例えば3,200余の団体が連帯して22兆円に上る債務保証のためそれぞれの地方公共団体が議会の議決を行うというようなことにすれば、そのための事務が極めて増大するなど現実的でなく、国、地方を通じた行政改革の理念・特殊法人見直しの趣旨にそぐわないものである。

民営化の可否

公庫は、政府保証及び国の信用を背景とした高い信用創造機能により、公営企業が公共料金の抑制に努めつつ、経営を継続していく上で必要な長期低利の資金を供給しているところであり、こうしたスキームは今後とも必要であるが、業務の運営については、市場の動向等を踏まえ、財投機関債の拡大を図るなど、より一層効率化に努めていく必要がある。

所管省庁:総務省 (/)

廃止の可否

廃止できない。

(事業を純粋に廃止できない理由・事業を他の運営主体に移管して、特殊法人等を廃止することができない理由)

NTTは、既に株式を上場している商法上の株式会社(株主数約160万人)であり、その解散や事業の廃止、他の民間企業等への事業の移管を行うことは適当でない。

また、事業内容においても国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供(ユニバーサルサービスの提供)や電気通信技術に関する研究の推進・成果の普及という責務を有するなど、公共的役割を担って事業を営むこととされており、その解散や事業の廃止、他の民間企業への事業の移管を行うことは、国民生活や社会経済活動に多大な影響を与えることから適当でない。

民営化の可否

NTTは、既に株式を上場している商法上の株式会社(株主数約160万人)であるが、ユニバーサルサービスの提供や電気通信技術の研究の推進・成果普及の責務を有するNTTの公共的役割の重要性に鑑み、その安定的な経営を達成する目的から、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年12月 法律第85号)において、NTTの発行済み株式総数の3分の1以上の政府保有義務が存在している。

このNTT株政府保有義務については、今後地域通信市場において公正競争条件が確保され、競争が進展する中で、その義務を撤廃したとしても、ユニバーサルサービスの安定的な確保や我が国としての研究開発力の維持に問題が生じないか十分に検証する必要がある。

また、NTT株政府保有義務が、通信主権の確保にも一定の機能を果たしていることから、国の安全確保のための有効な代替措置の在り方についても、検討が必要である。

今後、通信政策上の観点からNTT株式の政府保有義務の在り方について審議している情報通信審議会での審議結果等を踏まえ、適切に対処する。

廃止の可否 廃止できない (事業を純粋に廃止できない理由) 我が国の放送は、国民からの受信料を財源とし、放送の全国普及、豊かで良い番組の放送、放送の進歩発達等を目的とする 公共放送と、広告料収入等を財源とする民間放送との二元体制の下、互いに切磋琢磨しつつ発展。 仮に、日本放送協会を廃止する場合、上記の目的を達成できず、我が国の放送の健全な発展に支障が生じることから廃止す ることは適切ではない。 (事業を他の運営主体に移管して特殊法人等を廃止することができない理由) 日本放送協会の事業を他の運営主体に移管する場合、国、地方公共団体については行政府からの自主性及び政治的中立性の 確保が要求される報道機関としての特殊性から適切ではなく、民間企業については上記の目的達成が不可能となることから 適切ではない。 民営化の可否 民営化は適切ではない。 (民営化できない理由) 民営化は上記の目的達成が不可能となることから適切ではない。

廃止の可否 1 地方公務員の災害補償に係る業務については、 地方公務員の災害補償制度は民間の労働者災害補償制度(以下「労災」という。)等と並ぶ社会保障制度の一環として今 後とも必要である 認定・補償を全国統一的に、迅速・公正かつ効率的に実施することが引き続き必要である 職員の権利救済のための不服申立の審査に対する制度的保障の必要性も変わるものではない ことから、今後ともこの業務の継続は不可欠と考える。 2 地方公務員の災害補償は、労災等と同様、雇用主でない公的な機関が行うのが妥当である。また、公務災害の認定は地域 により差違があるべき事務でもなく、さらに認定事務の専門性、320万人の職員の権利救済、行革等の観点からも、全国 3,300の都道府県や市町村並びに2,300の一部事務組合等が個別に人材や予算の確保を行い事務を行うよりも、全 国統一的・効率的かつ迅速に業務を遂行すべきであり、労災同様、地方公務員の災害補償についても全国を網羅する一元的 な仕組みが必要と考える。 3 地方公務員災害補償基金は、国から出資や補助金を一切受けておらず、地方公共団体の協力を得て地方公務員の災害補償 に関する業務を効率的に実施しているところであり、このような仕組みを廃止することは、行革に逆行するものと考える。 基金の業務内容:年間の公務災害の認定件数約3万件、補償件数約4万2千件 4 なお、地方公務員の災害補償を各地方公共団体に委ねることについては、2に述べたとおり不適当であり、地方公務員災 害補償基金発足の経緯に照らしても非現実的である。 民営化の可否 1 地方公務員災害補償法によって行う地方公務員災害補償基金の補償に関する決定は、労働者災害補償保険法における災害 補償給付の決定と同様、行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による訴訟の対象となる公法上の行政処分であ り、公的な機関による実施が不可欠である。 2 さらに地方公務員の災害補償制度は、地方公共団体の使用者責任、認定業務の専門性、補償内容・権利救済制度等の全国 統一性等の観点から、全地方公共団体を対象に地方公務員災害補償基金が一元的に業務を行うことが必要である。 3 労災、国家公務員災害補償制度は、国又は国の機関が補償機関とされていることからも明らかなように、災害補償につい ては、公的な機関が補償業務を行うことが妥当である。 4 公的な機関のあるべき形態としては、国、独自の公的機関、地方公共団体が共同で業務を行う機関等について検討する。

廃止の可否

|法人自体の廃止はできないが、業務についてはできる限りの簡素化等を行う。

現在、通信・放送機構(以下「機構」という)が実施している業務のうち、衛星管制業務及び通信・放送事業者に対する債務 保証・出資・利子補給業務のうち意義が薄れているものは廃止する。

また、「通信・放送分野の先導的研究開発」及び「通信・放送分野の高度化支援(助成金交付等)」の業務については、次の 理由により引き続き実施する必要があるが、必要な範囲・規模に抑制する。

(事業を純粋に廃止できない理由)

・通信・放送分野の先導的研究開発

通信・放送分野の研究開発は、「e-Japan戦略」の実現のために不可欠なものであり、また、科学技術基本計画、「骨太の方針」等でも国が戦略的に推進するべき重点分野として掲げられている。その中でも、現在機構が実施しているような、民間が行う応用研究と大学等が行う基礎研究を橋渡しする「先導的研究開発」は、国が推進すべき非常に重要なものと位置付けられる。この先導的研究開発は、成果が出るまでに多額の経費と長い期間を要するものであり、高度な専門性を有する公的セクター以外による実施は期待できないものである。

・通信・放送分野の高度化支援

光ファイバ網の整備等に対する助成金交付等の事業は、「e-Japan戦略」に基づく民間支援策であり同戦略が目指す世界最高水準のIT国家の実現のために不可欠なものであり、十分な実績がある又は需要が確実に見込まれる事業であることから、引き続き実施することが必要である。

(事業を他の運営主体に移管して廃止することができない理由)

・通信・放送分野の先導的研究開発

機構の先導的研究開発は、成果が出るまでに多額の経費や長い期間を要するものであること、また、国として推進すべき 内容であって当該分野を所管する総務省の政策と一体となった実施が必要なものであることから、民間等へ移管することに はなじまないものである。また、通信・放送分野の研究開発は、高度な専門的知識を要するものであり、国又は地方公共団 体が直接実施することは困難であり、また行政の簡素化・効率化の観点からも適当ではないと考えられる。

・通信・放送分野の高度化支援

助成金交付等の事業は、民間に対する財政的支援を行うものであり、公平な審査・交付等を担保することが必要であるが、 民間企業に移管してそのような公平性が担保されるか疑問がある。また、通信・放送分野の専門的知識に基づき支援対象の 審査等を行うことが不可欠であり、国又は地方公共団体が直接実施するよりも、専門的知識やノウハウを有する機構が実施 する方が合理的・効率的である。

民営化の可否

|民営化にはなじまない。

(理由)

- ・先導的研究開発は、政策的観点から早急に着手する必要性があるテーマを実施し、実用化までに多額の経費や長期間を要す るリスクが大きいものであるため、必ずしも収益が上がるものとは限らず、収益を目的とする経営形態にはなじまない。
- ・高度化支援業務は、民間企業による新たな通信・放送事業分野の開拓、光ファイバ網の整備等に対して助成金交付等を行う ものであり、当該支援に対する対価を期待して行うものではない。したがって、高度化支援業務を行うことにより機構自ら が利益をあげることは不可能であり、民営化されれば実施することができない。また、高度化支援業務は民間に財政的支援 を行うものであり、公平な審査・交付等を担保することが必要であるが、民間企業でそのような公平性を担保できるとは考 えにくく、機構を民営化することは適当ではない。

廃止の可否 廃止は困難である。

(事業を純粋に廃止できない理由)

基金が行っている戦後処理に関する事業は、昭和59年の戦後処理問題懇談会の報告及び数次にわたる政府・与党の了解を受けて成立した平和祈念事業特別基金等に関する法律に基づく事業であり、同報告の「今次大戦における国民の尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念する」という普遍的かつ高度な目的や、「関係者に対し慰藉の念を示す」という基金の事業内容は、永続的に行われるべき性格のものである。

所管省庁:総務省

関係者も高齢となり、戦争に関する意識の風化が進んでいるといわれる今日、基金が実施している先の大戦における戦争 犠牲による労苦を後世に語り継ぐという事業の重要性は、より高まっていくものであることから、廃止の対象にはそぐわない。

(事業を他の運営主体に移管して特殊法人等を廃止することができない理由)

基金と同様の事業を行っている運営主体は存在しておらず、また、基金設置の経緯及び目的からして、異なる目的を有する運営主体が事業を実施することは基金の目的に照らしてなじまない。

民営化の可否

民営化は困難である。

(民営化できない理由))

基金が行っている事業は、国に代わって関係者に慰藉の念を示すという本来国が行うべき事業を国に代わって行うために 政府の全額出資によって基金を設立したものであり、国自ら実施するよりも少ない人員・経費で弾力的かつ効率的に実施し ていくため、また、基金の事業はその性格からみて国民の理解と協力を得ながらその展開を図っていくことが適当であるこ とから、その発意を民間の発起人に委ねることが適当との理由により認可法人の形態としたものである。 また、民営化は以下に掲げる理由からも困難である。

- 1 基金が行う事業は、国に代わって関係者に慰藉の念を示すという極めて公益性の高い事業であること、更に、書状等の 贈呈事業は、国が基金に行わせている事務であり、基金は国の事務を代行する法人であること等の理由により、事業主体 が政府又は政府と一体視し得る公法人である方が事業目的に相応しい。
- 2 基金の主要業務である書状等の贈呈事業並びに関係者の労苦に関する資料の収集・展示及び出版物の作成等の事業について、対価性は本来的に考慮されるべきものではない。
- 3 事業の実施に当たっては、安定的かつ公正・中立に行う必要がある。

<法人名:日本行政書士会連合会>

所管省庁:総務省 (1 /1)

廃止の可否

廃止は困難である。

(事業を純粋に廃止できない理由)

日本行政書士会連合会が行う事業は、行政書士法第18条に規定するとおり、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務や、行政書士の登録に関する事務を行うものである。これらの業務は、行政書士の品位の保持や業務の改善進歩を図るためには必要不可欠である。

(事業を他の運営主体に移管することができない理由)

行政書士法において、全国の行政書士会は、会則を定めて日本行政書士会連合会を設立しなければならないとされており、日本行政書士会連合会は、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務や、行政書士の登録に関する事務を行うものとされている。これは、全国の行政書士会をその構成者とする日本行政書士会連合会が、全国的視野に立って行政書士会及び会員を自主的に指導することにより、行政書士の品位の保持や業務の改善進歩を図るということを主眼とするものである。日本行政書士会連合会は主として会員からの会費収入で運営されており、国等からの出資や補助金の支出は一切なく、また役員の選任についても総会において自主的に行われているところである。したがって、当該事業を日本行政書士会連合会から国、地方公共団体等へ移管することは適切ではなく、また事業の性質上、民間企業に移管すべきものでもない。

民営化の可否

民営化について検討の余地はあるものの、適当ではないと考えられる。

(民営化が適当ではない理由)

日本行政書士会連合会が行う事業のうち、行政書士の登録に関する事務については、適切な事務遂行のために全国統一的に 行われる必要があり、また、品位保持や業務改善・適正化のための指導および連絡に関する事務については、全国の行政書士 会をその構成者とする日本行政書士会連合会に自主的に行わせることが適当であると考えられる。

| 仮に日本行政書士会連合会を民営化する場合には、これらの事務を、複数の団体に行わせることが適当かどうかの是非について、同様の制度を持つ他の士業との均衡にも配慮しつつ、検討を行っていく必要がある。

なお、日本行政書士会連合会は、主として会員からの会費収入で運営されており、国等からの出資や補助金の支出は一切なく、また役員の選任についても総会において自主的に行われているところである。

所管省庁:総務省

廃止の可否

(事業を純粋に廃止できない理由・事業を他の運営主体に移管して特殊法人等を廃止することができない理由)

地方公務員共済組合(地方職員共済組合、東京都職員共済組合、10指定都市職員共済組合)

地方公務員共済組合制度は、地方公務員に対する短期給付(医療給付)長期給付(年金給付)等の事業を行うものであり、 民間における健康保険や厚生年金と同様に社会保障制度の一環をなしており、地方公務員共済組合は保険者として役割を担う とともに、職務の能率的運営に資するという観点から、地方公務員制度としても位置づけられている。

また、その財源は組合員の掛金と地方公共団体の負担金により賄われていることから、独立した法人格を有した共済組合が 双方の参画のもとに運営している。

したがって、共済組合を廃止することやこれらの事業を他の運営主体に移管することは適当でない。 なお、より安定的な財政運営に資するため、組織単位のあり方について検討する。

全国市町村職員共済組合連合会

全国市町村職員共済組合連合会は、規模的にばらつきのある市町村職員共済組合及び都市職員共済組合(以下「構成組合」という。)の健全な運営を図るため、短期給付の財源計算・財政調整、災害給付積立金の管理等の事業を行っている。

また、その財源は構成組合からの拠出金で賄われていることから、組合とは独立した連合会において、構成組合の参画のもとに運営している。

したがって、連合会を廃止することやこれらの事業を他の運営主体に移管することは適当でない。

地方議会議員共済会

地方議会議員の年金制度は、国会議員互助年金制度に準じて、地方議会議員の互助の精神にのっとった公的な年金制度として、地方議会議員及びその遺族の生活の安定を図る上で大きな役割を果たしている。

また、その財源については、地方議会議員の掛金と地方公共団体の負担金で賄われていることから、独立した法人格を有する地方議会議員共済会が、国の関与のもとに運営している。

したがって、共済会を廃止することやこれらの事業を他の運営主体に移管することは適当でない。

民営化の可否

地方公務員共済組合(地方職員共済組合、東京都職員共済組合、10指定都市職員共済組合)

地方公務員共済組合制度は、地方公務員に対する短期給付(医療給付)、長期給付(年金給付)等の事業を行うものであり、 民間における健康保険や厚生年金と同様に社会保障制度の一環をなしており、地方公務員共済組合は保険者としての役割を担 うとともに、職務の能率運営に資するという観点から地方公務員制度としても位置づけられているので、民営化することは適 当でない。

全国市町村職員共済組合連合会

全国市町村職員共済組合連合会は、規模的にばらつきのある市町村職員共済組合及び都市職員共済組合(以下「構成組合」という。)に対して、医療保険に相当する構成組合の短期給付の財源計算・財政調整等の事業を行っていることから、民営化することは適当でない。

地方議会議員共済会

地方議会議員の年金制度は、国会議員互助年金制度に準じた公的な年金制度として、地方議会議員及びその遺族の生活の安定を図る上で大きな役割を果たしていることから、民営化することは適当でない。

<法人名:地方公務員共済組合連合会> (1/1)

廃止の可否 (事業を純粋に廃止できない理由・事業を他の運営主体に移管して特殊法人等を廃止することができない理由) 地方公務員共済組合連合会は、地方公務員の長期給付の財政単位を一本化することにより、年金財政基盤の安定化を図るた め、組合の長期給付に係る財源率の算定、長期給付積立金の管理・運用、財政調整等の事業を行っている。 また、これらの事業は独立した法人格を有する連合会において、各組合の参画のもとに行われている。 したがって、連合会を廃止することやこれらの事業を他の運営主体に移管することは適当でない。 民営化の可否 地方公務員共済組合連合会は、公的年金制度である組合の長期給付に係る財源率の算定、長期給付積立金の管理・運用、財 政調整等の事業を行っていることから、民営化することは適当でない。